平成２３年（フ）第５９２号
堺市堺区新在家町西１－１－10　パールハイツ堺602、住民票上の住所堺市堺区出島海岸通２丁11番21号　メゾンミナト101号
債務者　澤田眞由美
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６０７号
大阪府河内長野市天野町557番地の２
債務者　成田　和哉
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６４８号
大阪府藤井寺市沢田１丁目27番17―403号
債務者　吉村　美穂（旧姓砂坂）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６８５号
大阪府柏原市玉手町18番50―312号、前住所大阪市住吉区沢之町２丁目５番９号
債務者　渡邉　　瞳（旧姓三品）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７１７号
大阪府河内長野市大矢船西町２番５―207号
債務者　竹田　文惠
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７２４号
大阪府富田林市久野喜台２丁目１番103―302号、前住所堺市南区原山台１丁７番５―206号
債務者　高本　邦洋
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７２９号
大阪府高石市取石４丁目１番11号、前住所大阪府高石市取石１丁目２番７―403号
債務者　豊田安紀子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７５１号
大阪府藤井寺市沢田１丁目30番21―203号、前住所大阪府羽曳野市高鷲６丁目10番17号
債務者　西野　政江
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８６５号
大阪府松原市高見の里６丁目24番18号
債務者　山崎　名子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８９６号
堺市西区浜寺石津町中５丁11番34号　桜ハイツ408号、前住所堺市堺区少林寺町西３丁１番５号
債務者　中瀬　惣一
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９３８号
大阪府高石市綾園７丁目８番26号、前住所大阪市淀川区加島３丁目中３番４号　平山マンション302号
債務者　佐々木羊子（旧姓大庭）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９４４号
大阪府柏原市大正３丁目４番31号
債務者　山口　範子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９６３号
堺市中区上之630番地52
債務者　中津　元代
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９６７号
大阪府河内長野市大師町30番16号
債務者　中川　明子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９９５号
堺市北区金岡町1962番地　金岡マンション103号、前住所大阪府貝塚市三ツ松2722番地31棟206号
債務者　福　　道夫
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
兵庫県加東市黒谷1197番地402
債務者　可児　銀宗
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第５１号
兵庫県加東市藤田944番地362　岩の花団地６号
債務者　竹本　利恵
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
神戸地方裁判所社支部